

船橋市運動公園及び法典公園 指定管理者第三者評価について

業務評価について

	モニタリング	第三者評価
実施施設	全ての導入施設	要件を満たす制度導入施設
頻度 実施時期	各年度1回 各年度終了後、事業報告書が提出された後	施設ごとに実施回数が異なる
実施主体	施設所管課	外部委員による評価委員会
実施内容	指定管理者による自己評価 施設所管課による評価	現地審査、資料審査 評価委員会による審査

対象施設

(ア) または (イ) の要件を満たす施設

(ア) 指定期間が6年以上の施設

(イ) 一定の要件を満たす施設

- ・利用者への影響が大きい施設
- ・第三者評価の実施によって効果が見込まれる施設

第三者評価について

施設の管理運営に関し、客観的な観点から厳正かつ公正に評価

- 事業計画書等に沿った管理運営が行われているか
- 引き続き指定管理を任せることができるか



施設の管理水準及び利用者へのサービス向上を図る

第三者評価について

- 評価対象年度：令和3年1月1日から令和5年3月31日まで
- 評価方法：施設視察、資料審査
- 審査資料：事業計画書
事業報告書
モニタリング結果
利用者アンケート結果

評価決定までの流れ（案） 2～3回の実施を予定

